

<p>法的 実施根拠</p>	<p>あり</p>
<p>根拠法令 抜粋</p>	<p>・社会福祉法 第107条（市町村地域福祉計画） 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項 五 前条第1項各号※に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項

<p>法的 実施根拠</p>	<p>あり</p>
<p>根拠法令 抜粋</p>	<p>・社会福祉法 第一百六条の三（包括的な支援体制の整備） 市町村は、次条第二項に規定する重層的支援体制整備事業をはじめとする地域の実情に応じた次に掲げる施策の積極的な実施その他の各般の措置を通じ、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする。</p> <p>一 地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援、地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備、地域住民等に対する研修の実施その他の地域住民等が地域福祉を推進するために必要な環境の整備に関する施策</p> <p>二 地域住民等が自ら他の地域住民が抱える地域生活課題に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、必要に応じて、支援関係機関に対し、協力を求めることができる体制の整備に関する施策</p>

法的 実施根拠	あり
根拠法令 抜粋	<ul style="list-style-type: none">・生活困窮者自立支援法 (生活困窮者自立相談支援事業) <p>第五条 都道府県等は、生活困窮者自立相談支援事業を行うものとする。</p> <p>2 都道府県等は、生活困窮者自立相談支援事業の事務の全部又は一部を当該都道府県等以外の厚生労働省令で定める者に委託することができる。</p> <p>3 前項の規定による委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であった者は、その委託を受けた事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。</p> <ul style="list-style-type: none">・生活困窮者自立支援法施行令・生活困窮者自立支援法施行規則

<p>法的 実施根拠</p>	<p>あり</p>
<p>根拠法令 抜粋</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・生活困窮者自立支援法 (生活困窮者就労準備支援事業等) <p>第七条 都道府県等は、生活困窮者自立相談支援事業及び生活困窮者住居確保給付金の支給のほか、生活困窮者就労準備支援事業及び生活困窮者家計改善支援事業を行うように努めるものとする。</p> <p>2 都道府県等は、前項に規定するもののほか、次に掲げる事業を行うことができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 生活困窮者一時生活支援事業 二 子どもの学習・生活支援事業 三 その他の生活困窮者の自立の促進を図るために必要な事業 <ul style="list-style-type: none"> ・生活困窮者自立支援法施行令 ・生活困窮者自立支援法施行規則

法的 実施根拠	あり
根拠法令 抜粋	<ul style="list-style-type: none">・生活困窮者自立支援法 (生活困窮者住居確保給付金の支給) <p>第六条 都道府県等は、その設置する福祉事務所の所管区域内に居住地を有する生活困窮者のうち第三条第三項に規定するもの（当該生活困窮者及び当該生活困窮者と同一の世帯に属する者の資産及び収入の状況その他の事情を勘案して厚生労働省令で定めるものに限る。）に対し、生活困窮者住居確保給付金を支給するものとする。</p> <p>2 前項に規定するもののほか、生活困窮者住居確保給付金の額及び支給期間その他生活困窮者住居確保給付金の支給に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。</p> <ul style="list-style-type: none">・生活困窮者自立支援法施行令・生活困窮者自立支援法施行規則

法的 実施根拠	あり
根拠法令 抜粋	<p>・ 成年後見制度の利用の促進に関する法律 (市町村の講ずる措置)</p> <p>第十四条 市町村は、成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるとともに、成年後見等実施機関の設立等に係る支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。</p>

法的 実施根拠	あり
根拠法令 抜粋	<ul style="list-style-type: none"> ・老人福祉法 (後見等に係る体制の整備等) <p>第三十二条の二 市町村は、前条の規定による審判の請求の円滑な実施に資するよう、民法に規定する後見、保佐及び補助（以下「後見等」という。）の業務を適正に行うことができる人材の育成及び活用を図るため、研修の実施、後見等の業務を適正に行うことができる者の家庭裁判所への推薦その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ・知的障害者福祉法 (後見等を行う者の推薦等) <p>第二十八条の二 市町村は、前条の規定による審判の請求の円滑な実施に資するよう、民法に規定する後見、保佐及び補助（以下この条において「後見等」という。）の業務を適正に行うことができる人材の活用を図るため、後見等の業務を適正に行うことができる者の家庭裁判所への推薦その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ・精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 (後見等を行う者の推薦等) <p>第五十一条の十一の三 市町村は、前条の規定による審判の請求の円滑な実施に資するよう、民法に規定する後見、保佐及び補助（以下この条において「後見等」という。）の業務を適正に行うことができる人材の活用を図るため、後見等の業務を適正に行うことができる者の家庭裁判所への推薦その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</p>

<p>法的 実施根拠</p>	<p>あり</p>
<p>根拠法令 抜粋</p>	<p>・社会福祉法 (所轄庁)</p> <p>第三十条 社会福祉法人の所轄庁は、その主たる事務所の所在地の都道府県知事とする。ただし、次の各号に掲げる社会福祉法人の所轄庁は、当該各号に定める者とする。</p> <p>一 主たる事務所が市の区域内にある社会福祉法人（次号に掲げる社会福祉法人を除く。）であつてその行う事業が当該市の区域を越えないもの 市長（特別区の区長を含む。以下同じ。）</p> <p>(社会福祉充実計画の承認)</p> <p>第五十五条の二 社会福祉法人は、毎会計年度において、第一号に掲げる額が第二号に掲げる額を超えるときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該会計年度の前会計年度の末日（同号において「基準日」という。）において現に行つている社会福祉事業若しくは公益事業（以下この項及び第三項第一号において「既存事業」という。）の充実又は既存事業以外の社会福祉事業若しくは公益事業（同項第一号において「新規事業」という。）の実施に関する計画（以下「社会福祉充実計画」という。）を作成し、これを所轄庁に提出して、その承認を受けなければならない。</p> <p>(所轄庁への届出)</p> <p>第五十九条 社会福祉法人は、毎会計年度終了後三月以内に、厚生労働省令で定めるところにより、次に掲げる書類を所轄庁に届け出なければならない。</p> <p>一 第四十五条の三十二第一項に規定する計算書類等</p> <p>二 第四十五条の三十四第二項に規定する財産目録等</p>

<p>法的 実施根拠</p>	<p>あり</p>
<p>根拠法令 抜粋</p>	<p>・民生委員法</p> <p>第十七条 民生委員は、その職務に関して、都道府県知事の指揮監督を受ける。</p> <p>2 市町村長は、民生委員に対し、援助を必要とする者に関する必要な資料の作成を依頼し、その他民生委員の職務に関して必要な指導をすることができる。</p> <p>第二十四条 民生委員協議会の任務は、次のとおりとする。</p> <p>一 民生委員が担当する区域又は事項を定めること。</p> <p>二 民生委員の職務に関する連絡及び調整をすること。</p> <p>三 民生委員の職務に関して福祉事務所その他の関係行政機関との連絡に当たること。</p> <p>四 必要な資料及び情報を集めること。</p> <p>五 民生委員をして、その職務に関して必要な知識及び技術の修得をさせること。</p> <p>六 その他民生委員が職務を遂行するに必要な事項を処理すること。</p> <p>2 民生委員協議会は、民生委員の職務に関して必要と認める意見を関係各庁に具申することができる。</p> <p>3 民生委員協議会は、市町村の区域を単位とする社会福祉関係団体の組織に加わることができる。</p> <p>4 市町村長及び福祉事務所その他の関係行政機関の職員は、民生委員協議会に出席し、意見を述べるることができる。</p> <p>・民生委員法施行令</p> <p>第六条 民生委員推薦会に幹事及び書記を置き、市町村長がこれを命じ、又は委嘱する。</p> <p>2 幹事は、委員長命を受けて庶務を整理し、書記は、委員長及び幹事の指揮を受けて庶務に従事する。</p> <p>第七条 前各条で定めるものの外、民生委員推薦会の委員の定数その他民生委員推薦会に関し必要な事項は、市町村長がこれを定める。</p>

法的 実施根拠	あり
根拠法令 抜粋	<p>・ 保護司法 (地方公共団体の協力)</p> <p>第十七条 地方公共団体は、保護司、保護司会及び保護司会連合会の活動が、犯罪をした者及び非行のある少年の改善更生を助けるとともに犯罪を予防し、地域社会の安全及び住民福祉の向上に寄与するものであることにかんがみ、その地域において行われる保護司、保護司会及び保護司会連合会の活動に対して必要な協力をすることができる。</p>

法的 実施根拠	なし
根拠法令 抜粋	

法的 実施根拠	なし
根拠法令 抜粋	

法的 実施根拠	なし
根拠法令 抜粋	

法的 実施根拠	なし
根拠法令 抜粋	

<p>法的 実施根拠</p>	<p>あり</p>
<p>根拠法令 抜粋</p>	<p>・災害弔慰金の支給等に関する法律 (災害弔慰金の支給) 第三条 市町村(特別区を含む。以下同じ。)は、条例の定めるところにより、政令で定める災害(以下この章及び次章において単に「災害」という。)により死亡した住民の遺族に対し、災害弔慰金の支給を行うことができる。</p> <p>(災害障害見舞金の支給) 第八条 市町村は、条例の定めるところにより、災害により負傷し、又は疾病にかかり、治つたとき(その症状が固定したときを含む。)に精神又は身体に別表に掲げる程度の障害がある住民(次項において「障害者」という。)に対し、災害障害見舞金の支給を行うことができる。</p> <p>2 災害障害見舞金の額は、障害者一人当たり二百五十万円を超えない範囲内で障害者のその世帯における生計維持の状況を勘案して政令で定める額以内とする。</p> <p>(災害援護資金の貸付け) 第十条 市町村は、条例の定めるところにより、その区域内において災害救助法(昭和二十二年法律第百十八号)による救助の行われる災害その他の政令で定める災害により次に掲げる被害を受けた世帯で政令の定めるところにより算定したこれに属する者の所得の合計額が政令で定める額に満たないものの世帯主に対し、生活の立て直しに資するため、災害援護資金の貸付けを行うことができる。</p> <p>一 療養に要する期間がおおむね一月以上である世帯主の負傷 二 政令で定める相当程度の住居又は家財の損害</p> <p>2 災害援護資金の一災害における一世帯当たりの限度額は、政令で定める。 3 災害援護資金の償還期間(据置期間を含む。)は、十年を超えない範囲内で政令で定める。 4 災害援護資金は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後は、延滞の場合を除き、その利率を年三パーセント以内で条例で定める率とする。</p> <p>(市町村における合議制の機関) 第十八条 市町村は、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給に関する事項を調査審議するため、条例の定めるところにより、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。</p>

法的 実施根拠	
根拠法令 抜粋	<p>・社会福祉法 （市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会）</p> <p>第百九条 市町村社会福祉協議会は、一又は同一都道府県内の二以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であつて、その区域内における社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、指定都市にあつてはその区域内における地区社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が、指定都市以外の市及び町村にあつてはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が参加するものとする。</p> <p>一 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施 二 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助 三 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成 四 前三号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業</p> <p>（共同募金）</p> <p>第百十二条 この法律において「共同募金」とは、都道府県の区域を単位として、毎年一回、厚生労働大臣の定める期間内に限つてあまねく行う寄附金の募集であつて、その区域内における地域福祉の推進を図るため、その寄附金をその区域内において社会福祉事業、更生保護事業その他の社会福祉を目的とする事業を経営する者（国及び地方公共団体を除く。以下この節において同じ。）に配分することを目的とするものをいう。</p>

法的 実施根拠	なし
根拠法令 抜粋	

法的 実施根拠	なし
根拠法令 抜粋	

法的 実施根拠	なし
根拠法令 抜粋	

<p>法的 実施根拠</p>	<p>あり</p>
<p>根拠法令 抜粋</p>	<p>・道路運送法</p> <p>第七十九条の四 国土交通大臣は、第七十九条の二の規定による登録の申請が次の各号のいずれかに該当する場合には、その登録を拒否しなければならない。</p> <p>一 申請者が一年以上の懲役又は禁錮の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過していない者であるとき。</p> <p>二 申請者が第七十九条の十二の規定による登録の取消しを受け、取消しの日から二年を経過していない者（当該登録を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しを受けた法人のその処分を受ける原因となつた事項が発生した当時現にその法人の業務を執行する役員として在任した者で当該取消しの日から二年を経過していないものを含む。）であるとき。</p> <p>三 申請者が自家用有償旅客運送の業務に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者である場合において、その法定代理人が前二号又は次号のいずれかに該当する者であるとき。</p> <p>四 申請者が法人である場合において、その法人の役員が前三号のいずれかに該当する者であるとき。</p> <p>五 申請に係る自家用有償旅客運送に関し、国土交通省令で定めるところにより、地方公共団体、一般旅客自動車運送事業者又はその組織する団体、住民その他の国土交通省令で定める関係者間において、一般旅客自動車運送事業者によることが困難であり、かつ、地域における必要な旅客輸送を確保するため必要であることについて協議が調つていないとき。</p> <p>六 申請者がその申請に係る自家用有償旅客運送に必要と認められる輸送施設の保有、運転者の確保、自家用有償旅客運送自動車の運行管理の体制の整備その他の輸送の安全及び旅客の利便の確保のために必要な国土交通省令で定める措置を講ずると認められないとき。</p>

法的 実施根拠	なし
根拠法令 抜粋	

法的 実施根拠	なし
根拠法令 抜粋	

<p>法的 実施根拠</p>	<p>あり</p>
<p>根拠法令 抜粋</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 社会福祉法 (設置) <p>第十四条 都道府県及び市（特別区を含む。以下同じ。）は、条例で、福祉に関する事務所を設置しなければならない。</p> <p>2 都道府県及び市は、その区域（都道府県にあつては、市及び福祉に関する事務所を設ける町村の区域を除く。）をいずれかの福祉に関する事務所の所管区域としなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 統計法 (定義) <p>第二条 この法律において「行政機関」とは、法律の規定に基づき内閣に置かれる機関若しくは内閣の所轄の下に置かれる機関、宮内庁、内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四十九条第一項若しくは第二項に規定する機関又は国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第三条第二項に規定する機関をいう。</p> <p>4 この法律において「基幹統計」とは、次の各号のいずれかに該当する統計をいう。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 第五条第一項に規定する国勢統計 二 第六条第一項に規定する国民経済計算 三 行政機関が作成し、又は作成すべき統計であつて、次のいずれかに該当するものとして総務大臣が指定するもの <ul style="list-style-type: none"> イ 全国的な政策を企画立案し、又はこれを実施する上において特に重要な統計 ロ 民間における意思決定又は研究活動のために広く利用されると見込まれる統計 ハ 国際条約又は国際機関が作成する計画において作成が求められている統計その他国際比較を行う上において特に重要な統計 <p>第三条 公的統計は、行政機関等における相互の協力及び適切な役割分担の下に、体系的に整備されなければならない。</p> <p>2 公的統計は、適切かつ合理的な方法により、かつ、中立性及び信頼性が確保されるように作成されなければならない。</p> <p>(措置要求)</p> <p>第十二条</p> <p>2 総務大臣は、前項の規定による変更又は中止の求めをしようとするときは、あらかじめ、統計委員会の意見を聴かななければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国民生活基礎調査規則（昭和61年7月8日厚生省令第39号）

法的 実施根拠	なし
根拠法令 抜粋	

<p>法的 実施根拠</p>	<p>あり</p>
<p>根拠法令 抜粋</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金支給要領 <p>第1 目的</p> <p>新型コロナウイルス感染症の影響により生活に困窮する世帯に対しては、これまで緊急小口資金等の特例貸付などによる支援を行ってきたところ、新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、既に総合支援資金の再貸付が終了するなどにより、特例貸付を利用できない世帯が存在する。</p> <p>こうした世帯に対して、就労による自立を図るため、また、それが困難な場合には円滑に生活保護の受給へつなげるために、新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金（以下「自立支援金」という。）を支給する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・茅ヶ崎市新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金支給事業実施要綱